

# 一括受ガスに関する検討

2019年3月28日

資源エネルギー庁

## 第6回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、需要家代理の適切な活用に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- これまでの議論を踏まえ、「ガスの小売営業に関する指針」の改定や必要に応じた新規ガイドラインの整備を検討している。
- 今回は、これまで御議論いただいた内容を踏まえつつ、一括受ガス、需要家代理に関してガイドラインへ記載すべき内容の方向性を議論いただきたい。

### **第6回ガスWGの議論：需要家代理の適切な活用に向けた整理明確化**

- 不当勧誘については委員の間で活発な議論がなされたと認識しているが、不当条項についても幅広く議論し、小売営業ガイドラインに追記してほしい。消費者契約法第9条、第10条以外にも、同法には第8条の事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効規定や、第8条の2の消費者の解除権を放棄させる条項の無効規定が存在する。
- 電力・ガス取引監視等委員会のミッションとして、ガスの需要家の利益の保護を図るということがある。事業者の代理を行う者がガス小売事業者の媒介になるといったケースについては、利益相反の問題もあり得ると考えているため、次回以降、丁寧に議論してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

## 消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合 1/2

- 第6回ガスWGでは、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある一般的な例と共に、不当条項に該当する可能性がある代理契約の具体的な条項として、例1～3のような条項（消費者契約法第9条第1号、第10条関連）を例示した。

### 【第6回ガスWGの例示】

#### （例1）消費者が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項

解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号により無効となる可能性がある。

#### （例2）消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

#### （例3）契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

## 消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合 2/2

- 他にも、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合として、不利益事実の不告知（消費者契約法第4条第2項）、事業者の損害賠償の責任を免除する条項（同法第8条）や消費者の解除権を放棄させる条項（同法第8条の2）について、下記のような事例が挙げられないか。

### 【今回の例示】

#### **（例4）割引条件・手数料に関する不利益事実の不告知**

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

#### **（例5）利益相反関係に関する不利益事実の不告知**

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

#### **（例6）事業者の損害賠償の責任を免除する条項**

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第8条第1項第1号や第3号により無効となる。

#### **（例7）消費者の解除権を放棄させる条項**

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第8条の2により無効となる。

# (参考) 消費者契約法上の不当勧誘、不当条項の関連規定

## ○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

### 第四条（略）

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

### 3～6（略）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

### 第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
  - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
  - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
  - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
  - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵（かし）があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
  - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

### 第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
- 二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

# 自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 1/3

- 自己契約とは、相手方が本人の代理人となって、自分自身と契約すること（図1）、双方代理とは、同一人が当事者双方の代理人として法律行為をすることをさす（図2）。
- 自己契約と双方代理は、民法上、原則として禁止されている（民法第108条）。このような場合は、代理人利益相反状況に置かれるため、本人ないしは相手方の利益が害されるおそれが強いためである。

図1 自己契約

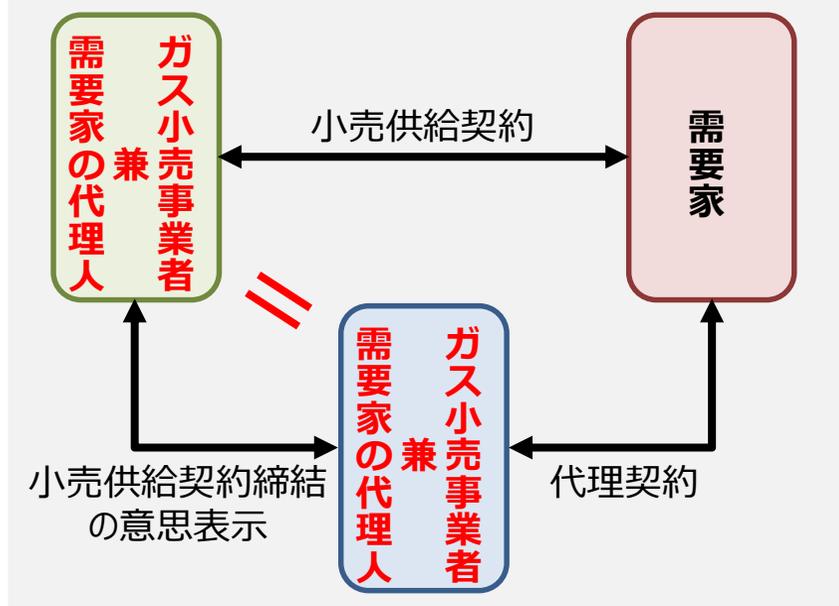
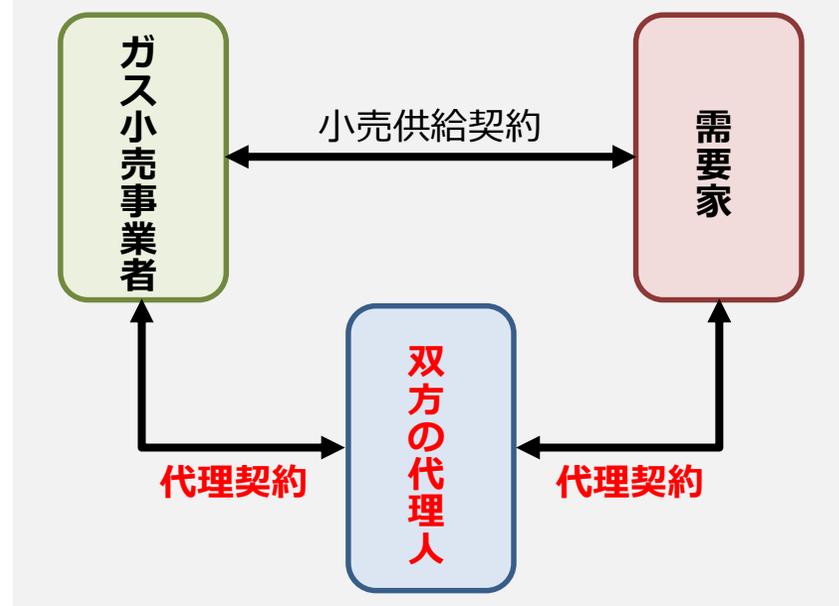


図2 双方代理



○民法（明治29年法律第89号）（平成29年法律第44号による改正前のもの）

（自己契約及び双方代理）

第百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

## 自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 2/3

- また、自己契約や双方代理に当たらない利益相反行為も、原則として禁止されると解されており、判例（大判昭和7年6月6日）には、自己契約等に当たらない利益相反行為について自己契約等の禁止の趣旨に準じてその効力を否定したものがあつた。
- 2020年4月1日施行の改正民法には、自己契約と双方代理以外の、代理人と本人の利益が相反する行為（利益相反行為）についても、原則として代理権を有しない者がした行為（無権代理）とみなす規定が新設される（改正民法第108条第2項）。
- ある行為の利益相反行為への該否は、代理行為自体を外形的・客観的に考察して、その行為が、代理人にとっては利益となり、本人にとっては不利益となるものであるかによって判断されるものと解されている（最判昭和42年4月18日）。

### ○民法（明治29年法律第89号）（平成32年4月1日施行）

（自己契約及び双方代理等）

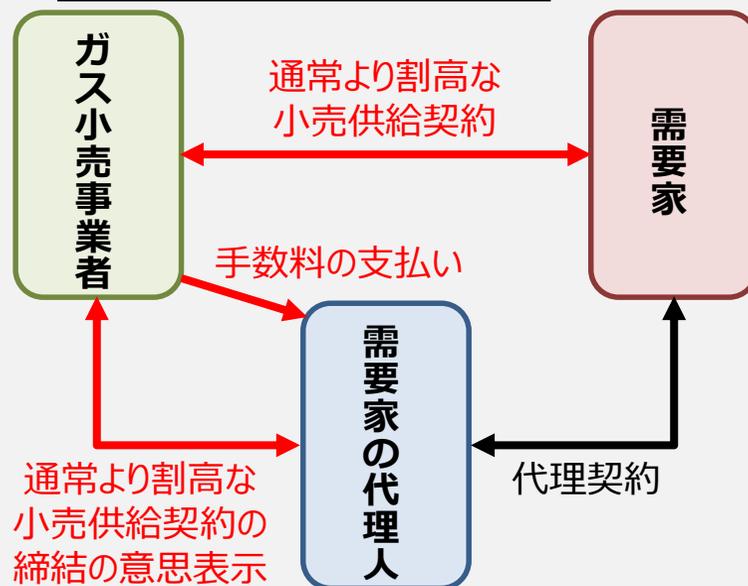
第百八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

## 自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 3/3

- 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化に当たっては、まず自己契約・双方代理が原則として無権代理行為となる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合（例：図3）にも、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となりうる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- また、無権代理行為を防止する観点から、第三者が、需要家の代理人として小売供給契約の申込みをした場合には、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを確認することが望ましい旨をガイドラインへ記載してはどうか。

**図3 代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合の例**



# ガイドラインの整備方針（案） 1/3：一括受ガスについて

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

## 一括受ガスについて

### 1. 一括受ガスが許容されない補足理由

- 一括受ガスには、小売GL上で整理されている受ガス実態がないことや需要家のスイッチング制約が生じること等の課題に加えて、電力分野で認められていないホワイトラベルと同様の供給形態であり、供給元のガス小売事業者と最終的なガスとの間で契約がないため、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第14条第1項）、書面交付義務（ガス事業法第14条第2項及び第15条第1項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第16条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないといった課題があること。

### 2. 電力分野に関する参考情報

- 受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為は、①物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであること、②最終的な電気の使用がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からの問題があることから、許容されていないこと。

## (参考) 現行の小売GL上の記載 (一括受ガス関係)

### ガスの小売営業に関する指針 (2017年1月制定)

#### 2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

##### (1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態

###### ア 一括受ガスについて

電力分野では、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態 (設置された受電設備の所有や維持・管理) を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態 (以下「受ガス実態」という。) がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者を受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない (ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科) の対象となり得る (ガス事業法第196条第1号) ) 。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナ (整圧器) などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナ (整圧器) については一般ガス導管事業者には保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと (ガス事業法第61条第1項参照) 、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない (ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科) の対象となり得る (ガス事業法第196条第1号) ) 。

# ガイドラインの整備方針（案）2/3：需要家代理について 1/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

## 需要家代理について

### 1. 需要家代理モデルの活用で期待されるメリット

- 需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能であること。

### 2. 自己契約・双方代理・その他利益相反行為が問題となりうる場合等

- 需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又はその代理人を兼ねる双方代理の場合は、原則として無権代理行為となること（民法第108条）。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきであること。なお、平成32年4月1日施行の民法第108条第2項には、自己契約及び双方代理以外の、代理人と本人との利益が相反する行為についても、原則として無権代理行為とみなす規定が新設されること。
- 第三者が需要家の代理人として小売供給契約の締結を申し出た場合には、ガス小売事業者等が需要家への供給条件の説明等の義務を負うことを踏まえ、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましいこと。

### 3. 需要家代理モデルを一括受ガスと区別して営業すること

- 需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があることから、ガス小売事業者等及び需要家の代理人が当該呼称を使用しないことが望ましいこと。

### 4. 需要家の代理人から需要家への説明・書面交付等

- 需要家の代理人は、需要家代理に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきであること。
- このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、ガスの小売営業に関する指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきであること。

### 5. 需要家代理モデルにおけるスイッチング

- 需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うことが望ましいこと。

# ガイドラインの整備方針（案）3/3：需要家代理について 2/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

## 6. 需要家代理モデルへの消費者契約法等の適用可能性

- 需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者の代理契約は、消費者契約に該当することから消費者契約法の適用対象となり、代理事業者による不当勧誘や不当条項の使用に該当する可能性があること。
- 消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に当たる場合としては、例えば下記のようなものが想定されること。
  - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
  - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
  - 代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、無効となること（消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号）。
  - 代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、無効となること（消費者契約法第8条の2）。
  - 消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、無効となる可能性があること（消費者契約法第9条第1号）。
  - 消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。
  - 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。

## (参考) 現行の小売GL上の記載 (需要家代理関係)

### ガスの小売営業に関する指針 (2017年1月制定)

#### 1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

##### (2) 契約に先だつて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

###### i) 望ましい行為等

###### ii) 需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理服务を他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であつて、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあつてはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないうちに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

【需要家代理モデル】



代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。  
(※) こうした代理服务を通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

## 検討の方向性

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。
- 高圧一括受電事業者において、同指針に基づき小売電気事業者と同等の需要家保護がなされているかどうかについて、実態調査を行ったところ、概ねの事業者によって需要家保護のために必要となる手続きが行われていたものの、一部の事業者において、例えば供給条件の説明項目不足や、契約締結時の書面不交付等の手続き漏れが散見された。
- これらの手続き漏れは、電気的最终使用者との間のトラブルの元になりかねないため、高圧一括受電事業においても、同指針のとおり、需要家保護のために必要となる諸手続きについては、小売電気事業者同様に漏れなく実施することが望ましい。
- 他方、現行の同指針は、一括供給モデルにおける特殊事情を踏まえた形で作られていないため、高圧一括受電事業者にとって、どこまで小売電気事業者と同様に需要家保護策を実施すれば良いか分かりづらいという意見もあった。
- このため、次回以降、高圧一括受電事業者から意見を伺いつつ、どのように需要家保護を図っていくのかを検討することとしてはどうか。